

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月23日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第57号**

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(347)の4 (略) <u>(348)から(359)まで</u> 削除  (359)の2～(362) (略) <u>(363) 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</u> <u>(364) 家畜人工授精師免許証再交付手数料</u> <u>(365) (略)</u> <u>(365)の2 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料</u> <u>(365)の3 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料</u> (366)～(389) (略) <u>(390) 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料</u> <u>(391) 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料</u> <u>(392) (略)</u> <u>(393) (略)</u> <u>(394) (略)</u> <u>(395) 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料</u> <u>(396) (略)</u> <u>(397) (略)</u>  (398)～(585) (略)	<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(347)の4 (略)  <u>(348)～(359) 削除</u> (359)の2～(362) (略)  <u>(363) (略)</u> <u>(364) 家畜人工授精師免許証書換え交付手数料</u>  <u>(365) 家畜人工授精師免許証再交付手数料</u>  (366)～(389) (略)  <u>(390) (略)</u> <u>(391) (略)</u> <u>(392) (略)</u> <u>(393) 定置漁業権又は区画漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料</u> <u>(394) (略)</u> <u>(395) (略)</u> <u>(396) 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料</u> <u>(397) 5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料</u> (398)～(585) (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第396号及び第397号を削り、同表第395号を同表第397号とし、同表第394号を同表第396号とする改正、同表第393号の改正並びに同号を同表第395号とし、同表第390号から第392号までを2号ずつ繰り下げ、同表第389号の次に2号を加える改正は、令和2年12月1日から施行する。